（措置命令）

第五条　農林水産大臣は、次の各号に掲げる規定に違反した者に対し、当該各号に定める措置その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一　第三条第二項　地理的表示又はこれに類似する表示の除去又は抹消

二　前条第一項　登録標章を付すること。

三　前条第二項　登録標章又はこれに類似する標章の除去又は抹消

第三章　登録

（特定農林水産物等の登録）

第六条　生産行程管理業務を行う生産者団体は、明細書を作成した農林水産物等が特定農林水産物等であるときは、当該農林水産物等について農林水産大臣の登録を受けることができる。

（登録の申請）

第七条　前条の登録（第十五条、第十六条、第十七条第二項及び第三項並びに第二十二条第一項第一号ニを除き、以下単に「登録」という。）を受けようとする生産者団体は、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

一　生産者団体の名称及び住所並びに代表者（法人でない生産者団体にあっては、その代表者又は管理人）の氏名

二　当該農林水産物等の区分

三　当該農林水産物等の名称

四　当該農林水産物等の生産地

五　当該農林水産物等の特性

六　当該農林水産物等の生産の方法

七　第二号から前号までに掲げるもののほか、当該農林水産物等を特定するために必要な事項

八　第二号から前号までに掲げるもののほか、当該農林水産物等について農林水産省令で定める事項

九　前各号に掲げるもののほか、農林水産省令で定める事項

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　明細書

二　生産行程管理業務の方法に関する規程（以下「生産行程管理業務規程」という。）

三　前二号に掲げるもののほか、農林水産省令で定める書類

3　生産行程管理業務を行う生産者団体は、共同して登録の申請をすることができる。

（登録の公示等）

第八条　農林水産大臣は、登録の申請があったときは、第十三条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により登録を拒否する場合を除き、前条第一項第一号から第八号までに掲げる事項その他必要な事項を公示しなければならない。

2　農林水産大臣は、前項の規定による公示の日から二月間、前条第一項の申請書並びに同条第二項第一号及び第二号に掲げる書類を公衆の縦覧に供しなければならない。

（意見書の提出等）

第九条　前条第一項の規定による公示があったときは、何人も、当該公示の日から三月以内に、当該公示に係る登録の申請について、農林水産大臣に意見書を提出することができる。

2　農林水産大臣は、前項の規定による意見書の提出があったときは、当該意見書の写しを登録の申請をした生産者団体に送付しなければならない。

（登録の申請の制限）

第十条　次の各号のいずれにも該当する登録の申請は、前条第二項並びに次条第二項及び第三項の規定の適用については、第八条第一項の規定による公示に係る登録の申請について前条第一項の規定によりされた意見書の提出とみなす。この場合においては、農林水産大臣は、当該各号のいずれにも該当する登録の申請をした生産者団体に対し、その旨を通知しなければならない。

一　第八条第一項の規定による公示に係る登録の申請がされた後前条第一項に規定する期間が満了するまでの間にされた登録の申請であること。

二　当該登録の申請に係る農林水産物等の全部又は一部が第八条第一項の規定による公示に係る特定農林水産物等の全部又は一部に該当すること。

2　前項第二号に該当する登録の申請は、前条第一項に規定する期間の経過後は、することができない。ただし、第八条第一項の規定による公示に係る登録の申請について、取下げ、第十三条第一項の規定により登録を拒否する処分又は登録があった後は、この限りでない。

（学識経験者の意見の聴取）

第十一条　農林水産大臣は、第九条第一項に規定する期間が満了したときは、農林水産省令で定めるところにより、登録の申請が第十三条第一項第二号から第四号までに掲げる場合に該当するかどうかについて、学識経験を有する者（以下この条において「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

2　前項の場合において、農林水産大臣は、第九条第一項の規定により提出された意見書の内容を学識経験者に示さなければならない。

3　第一項の規定により意見を求められた学識経験者は、必要があると認めるときは、登録の申請をした生産者団体又は第九条第一項の規定により意見書を提出した者その他の関係者から意見を聴くことができる。

4　第一項の規定により意見を求められた学識経験者は、その意見を求められた事案に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

（登録の実施）

第十二条　農林水産大臣は、登録の申請があった場合（第八条第一項に規定する場合を除く。）において同条から前条までの規定による手続を終えたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、登録をしなければならない。

2　登録は、次に掲げる事項を特定農林水産物等登録簿に記載してするものとする。

一　登録番号及び登録の年月日

二　第七条第一項第二号から第八号までに掲げる事項

三　第七条第一項第一号に掲げる事項

3　農林水産大臣は、登録をしたときは、登録の申請をした生産者団体に対しその旨を通知するとともに、農林水産省令で定める事項を公示しなければならない。

（登録の拒否）

第十三条　農林水産大臣は、次に掲げる場合には、登録を拒否しなければならない。

一　生産者団体について次のいずれかに該当するとき。

イ　第二十二条第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しないとき。

ロ　その役員（法人でない生産者団体の代表者又は管理人を含む。(2)において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者があるとき。

(1)　この法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

(2)　第二十二条第一項の規定により登録を取り消された生産者団体において、その取消しの日前三十日以内にその役員であった者であって、その取消しの日から二年を経過しない者

二　生産行程管理業務について次のいずれかに該当するとき。

イ　第七条第二項の規定により同条第一項の申請書に添付された明細書に定められた同項第二号から第八号までに掲げる事項と当該申請書に記載されたこれらの事項とが異なるとき。

ロ　生産行程管理業務規程で定める生産行程管理業務の方法が、当該生産者団体の構成員たる生産業者が行うその生産が明細書に適合して行われるようにすることを確保するために必要なものとして農林水産省令で定める基準に適合していないとき。